



会社法の改正

いよいよ新会社法の施行間近となりました。ここで再度、新会社法を実務で使いこなせるよう、内容の確認をしていきましょう。

I. 新会社法

いままでは「会社法」と呼ばれる独立した法律はなく、商法や有限会社法など、会社を規制する法律を総称して会社法と呼んでいました。

今回の改正では、会社に関連する法律を整理・統合して、「**会社法**」と呼ばれる独立した法律が制定されることとなりました。

II. 新会社法の改正ポイント

中小企業に関連する改正点の主なものだけでも、盛りだくさんです。今回は、まずその改正項目の一覧をご案内いたします。とはいってもたくさんあります・・・。

- 新たに有限会社を設立することができなくなり、株式会社に1本化されます。
- 資本金が1円でも新たに株式会社を設立することができるようになります。
- 取締役が1名だけ(従来3名以上)でもよいこととなります。
- 取締役会の設置が任意となります(非公開、株式譲渡制限会社)
- 監査役の設置も任意となります(非公開、取締役会を設置していない会社)
- 取締役、監査役の任期は最長10年まで延長することができるようになります。
- 新たに「会計参与」という機関を設置することができます。
- 配当は決算期末に限らず、いつでも株主総会決議で実施可能となります。
- 現物出資がより簡単にできるようになります。

これら以外の改正も盛りだくさんとなっています。引き続きTAXFAXで取り上げていきますので、お見逃しなきようお願いいたします。